

ねそ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成18年8月号

荻町合掌集落の保全と未来への確かな継承にむけて

去る7月20日、守る会の特別委員会を開催し、展望台より集落をながめ研修したあと荻町公民館にて「保全と継承」をテーマに話し合う機会をもちました。18名の会員が集い活発に意見交流をしました。以下にその内容を報告いたします。

展望台より集落をながめて

- ・ 伝建地区の範囲の確認
- ・ 休耕地の復元事業の成果（財団より）
- ・ 蛭の会の取り組みや景観について検討

- ・ 展望台からの景観は先祖から受け継いだ財産である。子や孫の時代へと確実に継承したい。
- ・ その美しさは建造物だけでなく、周りの山々と田畑が合わさっての美しさであることを改めて実感した。
- ・ 休耕地等の復元により、景観が改善されている。私有地は個々の所有物ではあるが、景観は住民の宝であり、世界に誇る財産であることを、我々を含め全住民が自覚し保全に努めなければいけない。



【集落を眺めながらの研修会】

保全と未来への継承をテーマに意見交流会

- ・ 現状変更申請と審査の方法について

- ・ 現状変更申請を出し、景観を保全しようとしてくださる住民の責任感と誠実な姿に感謝したい。
- ・ 審議は現行通り定例委員会で行う。ただし、緊急やむを得ない時は役員等で審査し、定例会で内容を報告する。
- ・ 全ての現状変更について申請・審議を行う。申請が不要な例を記録として残すなど整理活用する。
- ・ 景観条例の取り扱い、伝建地区以外の事案については審議は行わない（守る会の活動・指導）。
- ・ 申請書の必要性や現状変更の方法に悩むときは、勝手に変更するのではなく、守る会や財団、教育委員会に一声かけてほしい。

- ・ 未来へ継承するために何をすべきか

- ・ 耕地の保全にむけ、休耕地の復活は意義ある取り組みである。財団の休耕地復元事業に感化され休耕地を復活したり、景観に配慮した取り組みをされたりしてみえる住民に感謝したい。
- ・ 交通対策にむけ、永い年月をかけて交通実験や方策を試みてきた。世界遺産を未来に継承していくためにも、守る会として交通対策の必要性を訴え、対策委員会に参画したい。
- ・ 交通対策は、住民の利便性、観光業を営む方々の死活問題にいたる難しい部分を秘めている。しかし、世界遺産があるからこそ単独村の道を歩んでいること、歴史ある文化財の保存や美しい自然景

観があるからこそ観光客が訪れることを今一度認識したい。交通対策の方法は色々あると思うが、まずは、住民の理解を得られるやり方・回数で実施に踏み切る時期に来ているのでは。

- ・ 交通対策にあわせ、シャトルバスの活用方法や南北駐車場の設置についても検討を進める必要があるのでは。
- ・ 村民憲章にふさわしい村にしていきたい。お客様にゆったりと白川のよさを味わっていただける工夫を。
- ・ 女性や若者をはじめ全ての住民に情報を発信する必要がある。一部の者で考えるのではなく、住民みんなで問題を共有し、意見交流することが大切なのは。
- ・ 荻町世界遺産集落は、私たち今に生きる人々のものであると同時に、未来に生きる人々の財産でもある。今だけを考えるのではなく、未来を見据えたビジョンをもちたい。



[真剣に討議する守る会の委員]

以上、貴重なご意見をありがとうございました。毎月の定例会では、現状変更申請の審議に追われることが多く、本質に迫る話し合いをする場がなかなか取れませんでした。しかし、今回の特別委員会では、荻町の将来を見据えた意見交流がなされたと感じています。今後も、守る会の活動指針の具現化にむけ、意見を交流したいと考えています。ねそをお読みになったみなさんも、どんどんご意見を守る会委員にお寄せ下さい。

(文責：和田正人)

= 7月の活動報告 =

- 7月 5日 守る会役員会 (4名)
- 7月 10日 守る会定例会 (16名)
- 7月 11日 筑波大学との交流 (2名)
- 7月 16日 荻町交通規制 (2名)
- 7月 18日 守る会特別会 (18名)
- 7月 21日 荻町交通対策委員会報告会・意見交流会 (会長他)
- 7月 23日 世界遺産保存勉強会 (埼玉大学久保田教授)

= 区民の皆様へ =

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会 (毎月10日前後) の2週間前までに財団又は各組代表の委員に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆さんの理解とご協力をお願いします。

8月の協議事項 (現状変更申請に関わって)

- ***** 車庫の増築
- ***** 屋根トタン葺き替え、車庫の棟方向変更
- ***** 自動販売機の設置
- 白川村 変電器囲い及び屋根築造
- 白川八幡宮 葺所の更新、玉砂利敷き
- ***** 墓の設置
- ***** 木製網戸の設置
- ***** 木製網戸の設置
- ***** 石積の現状復旧
- ***** のれんの設置

守る会の活動指針 (国際フォーラム白川郷宣言より)

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大